

消費者の強い味方

クーリング・オフ

訪問販売でセールスマンに勧められて契約したけれど、やはり必要ない買い物だった・・・

こんな時は**無条件で契約の解除**ができます。これを「**クーリング・オフ**」といいます。
(特定商取引法など法律の定めのある場合に限り、認められています。)

意味	<p>「クーリング・オフ」とは、「頭を冷やして考え直す= Cooling Off」という意味です。 契約しても、後で冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思ったら、一定期間内であれば理由を問わず、一方的に契約を解除できる制度のことです。</p>		
効果	<p>1. 支払った代金は全額返金され、違約金も請求されません。 2. 商品を受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。</p>		
要件	<p>次の要件を満たしていれば、クーリング・オフできます。</p>		
	契約の場所	<p>契約の場所は店舗など事務所以外の場所（自宅・喫茶店・路上など）の契約であること キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法（SF商法）の場合は店舗でも可能です。 また、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、特定継続的役務提供は店舗契約も対象です。</p>	
	クーリング・オフ期間	<p>契約書面の交付された日から（契約書の交付によってクーリング・オフの告知を受けてから）次の期間</p>	
		取引内容	期間（法定契約書面の交付日から）
		訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供	8日間
		連鎖販売取引(マルチ商法) 業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間
<p>※書面をもらっていないとき、商品内容・数量・価格など記載に不備がある時、クーリング・オフ妨害にあった時は期間を過ぎてても可能です。 ※通信販売はクーリング・オフ制度に適用されません。</p>			
対象商品・サービス	<p>平成21年12月1日から、原則として全ての商品。役務を扱う取引が対象となります。 ≪例外≫・3,000円未満の現金取引 ・乗用自動車、葬儀 ・政令で指定された消耗品（8種類／健康食品、化粧品等）について、契約書面で使用した場合はクーリング・オフできないと明示してあったのに使用した分</p>		

クーリング・オフの
書面記入

右のような文面
ではがきに書
き、必ず「特定
記録」でしま
しょう

縦書き・横書き
どちらでもかま
いません

販売会社宛

*表(販売業者あて)

郵便ハガキ

販売会社の住所

〇〇販売株式会社
代表者 殿

*裏(販売業者あて)

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名

契約金額 0000円

右記日付の契約は解除します。
支払い済みの0000円を返金して下さい。
商品は引き取ってください。

平成〇年〇月〇日

(契約者住所)
△△△△△△△△△△
(契約者氏名)

信販会社宛

(クレジット契約をした場合は先に信販会社へ通知してください)

*表(信販会社あて)

郵便ハガキ

クレジット会社の住所

〇〇クレジット会社 御中

*裏(信販会社あて)

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名

契約金額 0000円

販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所

担当者 〇〇氏

右記日付の契約は解除します。

平成〇年〇月〇日

(契約者住所)
△△△△△△△△△△
(契約者氏名)